

## 三芳町高齢者福祉計画・第7期介護保険事業計画（素案）に対する町の考え方について

町の考え方を下記の通り取りまとめましたのでお知らせします。

パブリック・コメント案件： 三芳町高齢者福祉計画・第7期介護保険事業計画（素案）について		
担当課：健康増進課	電話：049-258-0019（内線 184） FAX：049-274-1051 E-mail：kenko@town.saitama-miyoshi.lg.jp	
提出された意見の件数	2件（うち同一の意見 1件）	
対応状況	原案に提出された意見内容を追加	
提出された意見等	対応方針	町の考え方
⑦若年性認知症等に対する支援：若年性認知症や脳卒中の後遺症で高次脳機能障害となった第2号被保険者への支援策として、器質性精神障害（認知症、高次脳機能障害）としての適切な診断、介護サービスと併用できる障害福祉サービスへ早期につなげ介護保険担当課と障害福祉担当が連携して支援をしていく、といった具体的な施策を記して下さい。	⑦若年性認知症等に対する支援：今後の取組に「障がい福祉担当課と連携を図り」を追加し、以下のとおり変更いたします。 「今後、若年性認知症や高次脳機能障害への理解が深まるよう啓発活動に取り組むとともに、住み慣れた地域において安心して生活を続けることができるよう、障がい福祉担当課と連携を図り、総合的な支援体制の構築に努めます。」	若年性認知症や脳卒中の後遺症による高次脳機能障害の方に対して、介護保険担当課と障がい福祉担当課で連携を図り様々な状況に対応しております。今回貴重なご意見をいただいたことにより、計画内に記させていただきました。
(14)徘徊高齢者家族支援事業【担当：福祉課】	(14)徘徊高齢者家族支援事業【担当：福祉課】	「徘徊高齢者家族支援事業に若年性認知症及び高

この事業対象者に、高齢の方だけでなく若年性認知症や高次脳機能障害の当事者の方やそ  
のご家族を含めてくだ  
さい。

変更なし

次脳機能障害を対象とする」のご意見については、今後の研究課題とさせていただきます